

議案第 8 号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

令和 6 年 3 月 2 8 日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山 西 正 泰

豊橋市教育委員会訓令第 号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会事務決裁規程（平成11年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第1（第6条関係）			別表第1（第6条関係）		
専決事項	部 長	課 長	専決事項	部 長	課 長
教育部教育政策課に属する事項			教育部教育政策課に属する事項		
（略）			（略）		
（6） <u>育児休業、部分休業</u> <u>及び子育て部分休暇</u> の承認に関すること。	（略）		（6） <u>育児休業及び部分休業</u> <u>の承認に関すること。</u>	（略）	
（略）			（略）		
別表第2（第7条関係）			別表第2（第7条関係）		
学校長の個別専決事項			学校長の個別専決事項		
（1）～（10）（略）			（1）～（10）（略）		
<u>（11）公立学校共済組合及び愛知県教職員互助会に係る事実の確認その他の</u> <u>の<u>手続</u>に関すること。</u>					
（12）保存年限を経過した文書の廃棄					

に関すること。

(13) 県費負担教職員の給与等に係る報告に関すること。

(14) 県費負担教職員の旅費に係る請求依頼の確認及び審査に関すること。

(15) 会計経理に係る軽易な報告に関すること。

(16) 豊橋市立小・中学校管理規則（昭和35年豊橋市教育委員会規則第1号）第13条の6第1項に規定する共同実施ブロックの配当予算における物品の購入及び検査に関すること。

(17) 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に係る軽易かつ定例的な調査に関すること。

備考

1 第2号から第4号まで及び第10号から第17号までに掲げる事項は、小・中学校の事務長（豊橋市立小・中学校管理規則第13条の6第4項に規定する共同学校事務室の室長の職にあるものに限る。）がこれを専決することができる。

2 学校長の個別専決事項のうち、第2号から第4号まで及び第10号に掲げる事項は、豊橋高等学校の事務長がこれを専決することができる。

3 学校長の個別専決事項のうち、第2号から第4号まで、第10号から第15号まで及び第17号に掲げる事項は、くすのき特別支援学校の事務長

備考 事務長が置かれている学校（小・中学校を除く。）にあつては、第2号から第4号まで及び第10号に掲げる事項について、事務長がこれを専決することができる。

がこれを専決することができる。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。